

「茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例の一部を改正する条例（案）」への御意見に対する考え方について（一覧）

1 実施期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月9日（木）まで

2 御意見の件数

御意見を寄せていただいた方 58人・3団体（63件）

3 御意見（要旨）と考え方

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方（案）
1	第1条	○「健康格差の縮小」の文言は大変重要と思います。賛同します。	○ありがとうございます。賛同の御意見として受け止めさせていただきます。
2	第1条	○「健康長寿」おそらく誰もが願っていることでしょう。そのための一つの目安が、自分の歯が何本残っているかではないでしょうか。健全に生きていくためには、食べる・飲む・話すなどは必要不可欠なことであり、それを保っていくためにも自分の歯を大切にすることとは大変重要であると思われます。	○ありがとうございます。賛同の御意見として受け止めさせていただきます。
3	第11条第3号	○教職員の時間外勤務が大きな問題となっており、業務削減が喫緊の課題である。そのような状況において、フッ化物応用によるむし歯予防対策の普及を促進するために、学校に業務負担をかけてはならない。学校ではなく、地域の歯科医院や家庭で実施できるようにするべき。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 頂きました御意見とともに、フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
4	第11条第3号	○教職員の時間外勤務が大きな問題となっており、業務削減が喫緊の課題である。そのような状況において、フッ化物応用によるむし歯予防対策の普及を促進するために、学校に業務負担をかけてはならない。学校ではなく、地域の歯科医院や家庭で実施できるようにするべき。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 頂きました御意見とともに、フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
5	第11条第3号	○教職員の時間外勤務が大きな問題となっており、業務削減が喫緊の課題である。そのような状況において、フッ化物応用によるむし歯予防対策の普及を促進するために、学校に業務負担をかけてはならない。学校ではなく、地域の歯科医院や家庭で実施できるようにするべき。フッ化物洗口のためのポーシヨンの配布、定期的な歯の検診無料クーポンの配布など、行政がまったく努力もせず、安易に学校に負担をかけることは慎むべき。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、フッ化物洗口のためのポーシヨンの各家庭への配布などにつきましては、今後取り組むべき施策に関する貴重な御意見として、県執行部にもお伝えいたします。
6	第11条第3号	○県保健医療部・健康推進課が、各市町村の保健・健康に関わる部署と連携し、市民の健康づくりの一環として、学校ではなく、地域の歯科医院や家庭で実施できるようにするべき。行政の努力なしに、安易に学校で実施することはもってのほか。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 頂きました御意見とともに、フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
7	第11条第3号	○教職員の時間外勤務が大きな問題となっており、業務削減が喫緊の課題である。そのような状況において、フッ化物応用によるむし歯予防対策の普及を促進するために、学校に業務負担をかけてはならない。学校ではなく、地域の歯科医院や家庭で実施できるようにすべき。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 頂きました御意見とともに、フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
8	第11条第3号	○教職員の時間外勤務が大きな問題となっており、業務削減が喫緊の課題である。そのような状況において、フッ化物応用によるむし歯予防対策の普及を促進するために、学校に業務負担をかけてはならない。学校ではなく、地域の歯科医院や家庭で実施できるようにすべき。フッ化物洗口のためのポーシヨンの配布、定期的な歯の検診無料クーポンの配布など、行政がまったく努力もせず、安易に学校に負担をかけることは慎むべき。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、フッ化物洗口のためのポーシヨンの各家庭への配布などにつきましては、今後取り組むべき施策に関する貴重な御意見として、県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
9	第11条第3号	○教職員の時間外勤務が大きな問題となっており、業務削減が喫緊の課題である。そのような状況において、フッ化物応用によるむし歯予防対策の普及を促進するために、学校に業務負担をかけてはならない。学校ではなく、地域の歯科医院や家庭で実施できるようにすべき。フッ化物洗口のためのポーシヨンの配布、定期的な歯の検診無料クーポンの配布など、行政が全く努力もせず、安易に学校に負担をかけることは慎むべき。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、フッ化物洗口のためのポーシヨンの各家庭への配布などにつきましては、今後取り組むべき施策に関する貴重な御意見として、県執行部にもお伝えいたします。
10	第11条第3号	○教職員の時間外勤務が大きな問題となっており、業務削減が喫緊の課題である。そのような状況において、フッ化物応用によるむし歯予防対策の普及を促進するために、学校に業務負担をかけてはならない。学校ではなく、地域の歯科医院や家庭で実施できるようにすべき。フッ化物洗口のためのポーシヨンの配布、定期的な歯の検診無料クーポンの配布など、行政が全く努力もせず、安易に学校に負担をかけることは慎むべき。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、フッ化物洗口のためのポーシヨンの各家庭への配布などにつきましては、今後取り組むべき施策に関する貴重な御意見として、県執行部にもお伝えいたします。
11	第11条第3号	○教職員の時間外勤務が大きな問題となっており、業務削減が喫緊の課題である。そのような状況において、フッ化物応用によるむし歯予防対策の普及を促進するために、学校に業務負担をかけてはならない。学校ではなく、地域の歯科医院や家庭で実施できるようにすべき。フッ化物洗口のためのポーシヨンの配布、定期的な歯の検診無料クーポンの配布など、行政が全く努力もせず、安易に学校に負担をかけることは慎むべき。 口腔衛生はあくまでも家庭での生活習慣によるものが大きく、自治体や歯科医院が主体となって推進すべきもの。学校ではなく、家庭で実施できるようにすべき。 フッ化物洗口を学校に導入すべきではありません。業務の三分類からも「基本的には学校以外が担うべき業務」の業務については、基本的な責任は家庭や地方公共団体にあることと業務の考え方として明記されています(平成31年1月25日 中教審答申) 地方自治体としてやるべき施策を考えずに、条例によって規定することは、学校への押し付けでしかない。学校の働き方改革において教職員の業務削減が一丁目一番地なら、これ以上教育活動以外の「基本的には学校以外が担うべき業務」を学校に担わせてはならないものである。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、フッ化物洗口のためのポーシヨンの各家庭への配布などにつきましては、今後取り組むべき施策に関する貴重な御意見として、県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
12	第11条第3号	○教職員の時間外勤務が大きな問題となっており、働き方改革、業務削減が叫ばれている中、学校では業務削減や工夫を進めており、もうこれ以上はやりようがないと学校関係者から聞いている。そんな中、学校内で医療従事者でない教職員が子どもの口に入る薬品を取り扱うことに保護者としてとても大きな不安を感じる。薬品での洗口よりも生活習慣、正しいブラッシングを身に着けることの方が生涯にわたる口腔衛生のためにも重要であるとする。薬品での洗口に満足し、ブラッシングが疎かになる懸念もある。薬品での洗口では歯周病や歯石の蓄積を防ぐことはできない。 以上のことから学校で教職員が薬品を扱って集団で行うものではないと考える。自治体や歯科医院が主体となって推進すべきものであり、薬品塗布の無料クーポンを各家庭に送るなどし、学校ではなく各家庭の判断で実施できるようにするべき。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、薬品塗布の無料クーポンの各家庭への配布などにつきましては、今後取り組むべき施策に関する貴重な御意見として、県執行部にもお伝えいたします。
13	第11条第3号	○口腔衛生はあくまでも家庭での生活習慣によるものが大きく、自治体や歯科医院が主体となって推進すべきもの。学校ではなく、家庭で実施できるようにするべき。 教職員の時間外勤務が大きな問題となっており、業務削減が喫緊の課題である。そのような状況において、フッ化物応用によるむし歯予防対策の普及を促進するために、学校に業務負担をかけてはならない。学校ではなく、地域の歯科医院や家庭で実施できるようにするべき。 行政は、フッ化物洗口のためのポーションの配布、定期的な歯の検診無料クーポンの配布などを行うことで、家庭での口腔衛生意識を高める必要がある。行政が全く努力もせず、安易に学校に負担をかけることは慎むべき。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、フッ化物洗口のためのポーションの各家庭への配布などにつきましては、今後取り組むべき施策に関する貴重な御意見として、県執行部にもお伝えいたします。
14	第11条第3号	何でもかんでも学校でやらせることに反対します。そもそもは、県がきちんと取り組み、県民の歯と口腔衛生の健康づくりを行うべきです。なぜ、学校でやらなければならないのか理解に苦しみます。税金を活用した年3回の無料「歯の定期健診クーポン」の配布、虫歯予防啓発キャンペーンなど学校によらない地方自治体による取り組みが必要です。 地方自治体によるこれまでの取り組みが弱いことを棚上げにし、保育所、幼稚園、学校でフッ化物洗口を実施することは、地方自治体の怠慢でしかありません。まずは、学校等ではなく、主体的な取り組みの姿勢を見せてください。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、「歯の定期健診クーポン」の配布などにつきましては、今後取り組むべき施策に関する貴重な御意見として、県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
15	第11条第3号	○医療従事者ではない教職員が子どもの口に入る薬品を取り扱うことに大きな不安を感じる。また、これだけ世の中で教職員の働き方改革が叫ばれ、教職員の労働環境がブラックすぎる事が知られ、教職員のなり手がいなくて困っている状況なのに、さらに教職員に負担をかけることになることが分からないのか甚だ疑問である。「子どもたちのため」といえば何でもいいのか。教職員一人一人の「子どもたちのため」の熱意ややりがいに頼り切った結果が今のブラック学校である。行政が全く努力もせず、安易に学校に負担をかけることは慎むべき。定期的な歯の検診無料クーポンやフッ化物塗布の無料クーポンを予防接種券と同様に各家庭に郵送する。家庭に任せると差が出てしまうというのなら、学校での歯科検診の時に、その歯で希望者(あらかじめ保護者に確認)には薬品塗布を医療従事者が行えばよい(3歳児検診の時のように)。やり方はある。文科省も「基本的には学校以外が担うべき業務」としているのだから、学校任せの楽な方法を選ばず、行政や歯科医院の努力によって行われるべきであるとする。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、歯の検診無料クーポンの各家庭への配布などにつきましては、今後取り組むべき施策に関する貴重な御意見として、県執行部にもお伝えいたします。
16	第11条第3号	○学校で実施した際の、責任の所在はどこにあるのか。もし、子どもに健康被害が出た場合の対応は誰が行うのか。学校の先生たちは医療従事者ではないのに、そのような行為をさせていいのか。 手っ取り早く、学校で対応すればいいだろうとしていないか。行政が主導で、各家庭にお願いをすればいいのではないか。やるやらないは各家庭の判断に任せるのがいいのではないか。よく考えていただきたい。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、頂いた御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
17	第11条第3号	○なぜ、学校での実施なのか疑問である。口腔の健康づくりは、市民への意識喚起がまずは必要であり、県保健医療部・健康推進課が、各市町村の保健にかかわる部署と連携して行うべきものである。まずは、市民の健康づくりの一環として、地域の歯科医院や家庭で実施できるような施策が必要ではないか。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、口腔の健康づくりに係る県民への意識喚起につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
18	第11条第3号	○「学校等におけるフッ化物洗口に関する理解の増進及びその完全な実施」とあるが、医療行為であり教育活動でもない。また、学習指導要領にも教育課程にもないことを、条例によって学校に押し付けることは、「県民の歯と口腔の健康づくりを推進」する県の怠慢さの尻拭いを、学校に行わせることに他ならない。 地方自治体としてやるべき施策を考えずに、条例によって規定することは、学校への押し付けでしかない。学校の働き方改革において教職員の業務削減が一丁目一番地なら、これ以上教育活動以外の「基本的には学校以外が担うべき業務」を学校に担わせてはならない。 教材研究を進め、よりよい授業を行おうとする教職員の時間を奪うのか、また、子どもたちの向き合う時間をこれ以上奪うのか、学校の業務負担を考え、学校にフッ化物洗口を持ち込むべきではない。まずは、県・市町村が歯と口腔の健康づくりの推進策を示し、実施すべきである。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 頂きました御意見とともに、フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
19	第11条第3号	○学校の先生の負担を軽くしようと部活動が地域に移行されたりしようとしている社会の流れがあるのにも関わらず、学校で実施しようとしているのはおかしいと思う。主導で行なおうとしている大人の都合で、簡単に決めているのではないか。 学校の先生の働き方が問題視されているを知らない人たちが決めているのでしょうか。 普通に歯医者さんで実施するクーポンを配布するとか、フッ化物以外にも口腔の健康を良くする取り組みはいくらでも考えることはできると思うが。 学校で間違えて飲んでしまった子供の保護者への連絡とかは、全部行政がやってくれるのだろうか。それで、保護者が納得するとでも思ってるのか。 もっと違うやり方を考えるべきだと思う。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務負担の軽減は、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、クーポンの配布などにつきましては、今後取り組むべき施策に関する貴重な御意見として、県執行部にもお伝えいたします。
20	第11条第3号	○文科省は、平成31年の中央教育審議会答申で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進している。第11条(3)「学校等におけるフッ化物洗口に関する理解の増進及びその完全な実施」となると、文科省の謳う「学校・教師が担う業務の明確化・適正化のための『基本的には学校以外が担うべき業務』」であり、学校・教職員の業務削減が喫緊の課題である状況において、学校での完全な実施となると、業務増・業務負担となり、学校の働き方改革に逆行することとなる。 教育活動ではない、「学校等におけるフッ化物洗口に関する理解の増進及びその完全な実施」をするなら、養護教員や担任の負担が全くない状況下で、市町村の歯科医師会や市町村教育委員会が学校に来て実施すべき。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 頂きました御意見とともに、フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
21	第11条第3号	○学校現場は教育機関。健康づくりは保健機関。この前提を今一度、考えていただければ、この条例がおかしいことに気づくと思うのですが、いかがでしょうか。 劇物指定の薬品を安全、的確に取り扱い、事故のないように児童生徒に処置を施す業務やこの薬品を管理、保管する手間を考えるとやはり、教育機関ではなく保健機関の役割ではないかと思えて仕方ありません。 また、学校現場は働き方改革を推進するべく動き始めたばかりであり、まだ誰も答えが出せない中の混乱した状況と多忙の中で、フッ化物洗口の業務を適切に処置し、事故のないように運営できるとはとても思えません。専門知識が乏しい教育現場で児童生徒の口腔の健康づくりを推進するのではなく、児童生徒の安全を一番に考え、専門機関で処置することを大前提としていただけることを祈っています。 守るべき児童生徒への事故が起こる前に冷静な判断をお願いいたします。	○御意見ありがとうございます。教職員の働き方改革の推進は、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 頂きました御意見とともに、フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
22	第11条第3号	○行政は、フッ化物洗口のためのポーションの配布、定期的な歯の検診無料クーポンの配布などを行うことで、家庭での口腔衛生意識を高める必要がある。行政が全く努力もせず、安易に学校に負担をかけることは慎むべき。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、フッ化物洗口のためのポーションの各家庭への配布などにつきましては、今後取り組むべき施策に関する貴重な御意見として、県執行部にもお伝えいたします。
23	第11条第3号	○口腔衛生はあくまでも家庭での生活習慣によるものが大きく、自治体や歯科医院が主体となって推進すべきもの。学校ではなく、家庭で実施できるようにするべき。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、頂いた御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
24	第11条第3号	○口腔衛生はあくまでも家庭での生活習慣によるものが大きく、自治体や歯科医院が主体となって推進すべきもの。学校ではなく、家庭で実施できるようにするべき。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、頂いた御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
25	第11条第3号	○学校は教育に専念すべきであり、医療行為に近いフッ化物洗口を学校で実施することは教育機関の本来の役割から逸脱していると言えます。歯科保健活動は家庭や福祉機関が担うべき分野であり学校に過度な負担をかけるべきではありません。 行政や福祉が中心となって、地域や家庭で取り組める環境を整えることを強く要望します。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、頂いた御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
26	第11条第3号	○フッ化物洗口は行政や福祉が中心にやるべきです。県の担当課が県教委と連携して、家庭の責任のもと行うべきものです。 フッ化物洗口を学校に導入すべきではありません。業務の三分類からも「基本的には学校以外が担うべき業務」の業務については、基本的な責任は家庭や地方公共団体にあることと業務の考え方として明記されています(平成31年1月25日 中教審答申) 学校は教育に専念すべきであり、医療行為に近いフッ化物洗口を学校で実施することは教育機関の本来の役割から逸脱していると言えます。歯科保健活動は家庭や福祉機関が担うべき分野であり学校に過度な負担をかけるべきではありません。 行政や福祉が中心となって、地域や家庭で取り組める環境を整えることを強く要望します。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、頂いた御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
27	第11条第3号	○文科省は、平成31年の中央教育審議会答申で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進している。第11条(3)「学校等におけるフッ化物洗口に関する理解の増進及びその完全な実施」となると、文科省の謳う「学校・教師が担う業務の明確化・適正化のための『基本的には学校以外が担うべき業務』」であり、学校・教職員の業務削減が喫緊の課題である状況において、学校での完全な実施となると、業務増・業務負担となり、学校の働き方改革に逆行することとなる。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
28	第11条第3号	○県保健医療部・健康推進課が、各市町村の保健・健康に関わる部署と連携し、市民の健康づくりの一環として、学校ではなく、地域の歯科医院や家庭で実施できるようにするべきです。行政の方で学校以外で考えていただきたい。 他県では、フッ素無料塗布券を配布し、家庭の責任のもと行っているところもあります。学校ではなく、家庭で戻す形で考えていただきたいです。 子どもたちにとっていいことはしてあげた方がいいのはもちろんです。 しかし、それぞれの役割分担がある中で、その役割を間違えてしまえば、バランスがおかしくなります。 各家庭の健康格差に取り組むのは、行政や福祉の役割であり、学校の教育活動ではありません。学校は教えるところです。集団フッ化物洗口は教育ではありません。 もう一度よく考えていただきたい。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、他県におけるフッ素無料塗布券の配布につきましては、今後実施する施策への参考となる情報として、県執行部にもお伝えいたします。
29	第11条第3号	○「学校等におけるフッ化物洗口に関する理解の増進及びその完全な実施」とあるが、医療行為であり教育活動でもない。また、学習指導要領にも教育課程にもないことを、条例によって学校に押し付けることは、「県民の歯と口腔の健康づくりを推進」する県の怠慢さの尻拭いを、学校に行わせることに他ならない。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 今後、他の施策と併せて、県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを推進してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
30	第11条第3号	○教育活動ではない、「学校等におけるフッ化物洗口に関する理解の増進及びその完全な実施」をするなら、養護教員や担任の負担が全くない状況下で、市町村の歯科医師会や市町村教育委員会が学校に来て実施すべき。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、頂いた御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
31	第11条第3号	○地方自治体としてやるべき施策を考えずに、条例によって規定することは、学校への押し付けでしかない。学校の働き方改革において教職員の業務削減が一丁目一番地なら、これ以上教育活動以外の「基本的には学校以外が担うべき業務」を学校に担わせてはならない。 教材研究を進め、よりよい授業を行おうとする教職員の時間を奪うのか、また、子どもたちの向き合う時間をこれ以上奪うのか、学校の業務負担を考え、学校にフッ化物洗口を持ち込むべきではない。まずは、県・市町村が歯と口腔の健康づくりの推進策を示し、実施すべきである。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、頂いた御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
32	第11条第3号	○このフッ化物洗口を行うための時間を、もっと子供のためになることに使ってほしい。このために授業や休み時間などが圧迫されることには強い疑問を感じる。 子供の身体の健康に関わることは一人ひとり事情も違うし、家庭の方針や考え方も異なる。予防接種など公衆衛生に関わることは事情が違うし、行政に半ば強制されて実施することではない。 医学や衛生についての専門家ではない学校の教員にやらせることではない。何か事故があったときに保護者も学校側も責任を問うたり問われたりする関係になるのも望ましくないし、学校側に責任を取ってもらえるとも思えない。行政のしかるべき部署が責任をもって、各家庭に周知し、各家庭が自ら健康センターなどに行って行うべき。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、頂いた御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
33	第11条第3号	○フッ化物洗口で使われるフッ化ナトリウムは、2020年に劇薬に指定されており、賛否両論があるものです。希望は任意とはいえ、学校でやるものは安心と考える保護者も多く、みんなでやることで同調圧力が働き、本当は希望したくない児童も我慢して実施している現状もあります。 また、学校は教育の場であり、薬剤に頼る歯科衛生は学校の教育活動ではありません。 この医療行為にも近いフッ化物洗口を信頼度の高い学校で安易に一斉に実施させることは、教育機関の本来の役割を逸脱していると言えます。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、頂いた御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
34	第11条第3号	○とにかく学校の人手不足が言われているなかで、先生たちの目が行き届かなかったりして事故が起こりそうで心配。 ○歯磨き指導で子供たちの虫歯は減っていると聞く。「茨城県は他の県より虫歯が多い」というが、一人あたりにして微々たる差異しかない。それを取り上げて過大に喧伝しているところに不信感を感じる。 ○フッ化物洗口に係るお金を子供たちのためになる他のことに使ってほしい。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、頂いた御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
35	第11条第3号	○やる人もいる、やらない人もいう中で、本当に学校現場でやるべきことなのか。役所等で配布する等でもよいのではないか。(フッ化物配布・補助券配布) ○すでに、家庭で行っている人もいうなら、学校でやらなくてもよいのではないか。 ○学校現場にいる立場から、反対である。本来指導すべきことに時間を確保したい。教員業務支援とセットになっているのは、国本来の教員業務支援員とは異なるのでは。県議員はそれくらい分かるはずである。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、フッ化物洗口に係る補助券の配布などにつきましては、今後取り組むべき施策に関する貴重な御意見として、県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
36	第11条第3号	○フッ化物洗口については歯科医院や保健センター等では有資格者が責任を持って行うことであり、学校という教育の場では口腔衛生教育(ブラッシングや健康的な食事、定期的な歯科受診等)の促進を重視すべきと考える。 十分な説明や安全対策・人員の確保を行わず進められている県の小学校口腔衛生推進事業では、フッ化物洗口の実施に対して拒否感を示し学校に行きたくないという子もいる。 本来強制されるべきでない、薬品を用いた実施に対して「特に、学校等におけるフッ化物洗口に関する理解の増進及びその完全な実施に向けて強力な推進を図ること。」は非常に乱暴である。何らかの金銭的なやり取りがあって強行するのかと疑ってしまう。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、頂いた御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
37	第11条第3号	○「フッ化物洗口」は行政が責任をもって実施すべきだと考えます。県の担当課が県教委と連携して、家庭の責任のもと行って欲しいです。 もし「フッ化物洗口」を学校に導入するのであれば、養護教員や学級担任の負担が全くない状況下で実施してください。市町村の歯科医師会や市町村教育委員会が学校に来て作業を行って欲しいです。ご検討よろしくお願いします。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、頂いた御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
38	第11条第3号	○学校は教育を行う場です。教員がフッ化物洗口を行うことは違和感を覚えます。 さらに「理解の増進及びその完全な実施」という強い指針を打ち出していますが、それを学校に押し付けることはいかがか？学校ではなく行政ができる方法はいくらでもあるはず。 になうべき業務と責任だけが学校になっている。本来の業務であろう自治体や歯科医院が主体となり推進していくべきです。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、頂いた御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
39	第11条第3号	○教職員の時間外勤務が大きな問題となっています。業務削減は喫緊の課題です。そのような状況の中、フッ化物洗口を学校に導入することで、学校に業務負担をかけてはならないと考えます。 今後、フッ化物洗口を推進していくのであれば、行政が責任をもって行い、学校ではなく、地域の歯科医院や家庭で実施できるようにする必要があります。ご検討ください。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
40	第11条第3号	○文科省は、いわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進しています。 フッ化物洗口は「基本的には学校以外が担うべき業務」であると考えます。学校の働き方改革が喫緊の課題である状況において、学校にフッ化物を導入することは、業務増・業務負担となるので、学校の働き方改革の流れに逆行することとなります。再考をお願いいたします。	○御意見ありがとうございます。教職員の働き方改革の推進は、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
41	第11条第3号	○子どもが教職員です。学校の忙しさは話を聞けば聞くほど目を覆いたくなる状況で、昨今はあまりの大変さに教員を志願するものも減ってしまい、担任がいない中で子供が自習をしている状況もあると聞いています。 民間では、人材獲得競争で、若手に対する勤務条件を良くしていくことは死活問題になっており、ラジオ等で小耳にはさむような内容でも、子どもが話している学校の勤務環境とは天と地の差が出てきていると感じます。 学校は、国、県、市町村、学校とそれぞれに責任があるはずなのに、それをそれぞれがあいまいにすることでだれも責任を取らずに、悪くなる勤務環境を良くしていこうという流れが全く起きません。管理職も2年程度で異動するため、本腰を入れることなく現状維持で学校を渡っていくと聞いています。 学校の未来が暗ければ、将来の県勢にも希望を持つことはできません。なぜこのような状況で業務を増やそうという話になるのか、全く理解できません。ほかにやるべきこと、進めるべきことがあるはずです。 子どもは部活動の指導で土日もなく、週7日、月150時間以上超過しました。これを是とすることは時代がそれを許さないと思います。教員の善意にフリーライドする姿勢をやめてください。フッ化物洗口導入に反対です。	○御意見ありがとうございます。教職員の働き方改革の推進は、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
42	第11条第3号	○学校関係者ですが、学校は基本的に、学習指導要領に則った教育活動を行うだけで目いっぱいです。その他、特別活動や行事等で季節的な催しを行うことはありますが、週に1回定期的にフッ化物洗口を行う時間など基本的にねん出することはできません。また洗口の事前準備をすること、10分15分でも洗口をする時間があれば、他のこと(学習の事後指導)をしたりぎゅうぎゅうの日課の中で休憩を確保したりすることの方が圧倒的に優先です。子供も大人も休憩時間がない状態では授業に集中したり質を高めたりすることができません。教員は現在、労基法上の休憩時間を満足にとることができていません。憲法にうたわれている基本的な人権を侵害されている状況です。健康教育の観点からも、フッ化物洗口が他の内容(目、肥満、やせ、心の健康、性教育、食育)と比較して最優先であるとは思えません。加えて上記の内容も十分に行うことが困難な中で、フッ化物洗口だけ条例で縛りを設け、進めるというのは明らかにバランスを欠いています。週に1回という頻度、それを全学年で行う場合の激増する業務量、増えない教職員(実施するなら1~2人のスタッフ増では到底追いつきません、)、またフッ化物洗口は教育というより医療行為という方が適切で、行政上の担当も学校のことを全くわからない医療部門担当が、学校の実態をわからずに教育委員会に話をしている状況です。 虫歯予防という目的のみで学校に大きな負担を強いる政治決定は、今後の学校教育の未来に大きな影を落とします。全国的にもこのようなことが正統性をおびているとは到底思えません。局所的な話ではなく、総合的に考え導入をやめてください。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、頂いた御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
43	第11条第3号	○本当に学校現場でやる必要があるのかを考えてほしい。 もし学校現場にいれるとするなら、教員がやらないで済むように人員確保してほしい。 予算を県で大幅に確保すべき。市町村に任せるのはよくない。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、頂いた御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
44	第11条第3号	○教職員の時間外勤務が大きな問題となっており、業務削減が喫緊の課題である。そのような状況において、フッ化物応用によるむし歯予防対策の普及を促進するために、学校に業務負担をかけてはならない。学校ではなく、地域の歯科医院や家庭で実施できるようにすべき。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 頂きました御意見とともに、フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
45	第11条第3号	○口腔衛生はあくまでも家庭での生活習慣によるものが大きく、自治体や歯科医院が主体となって推進すべきもの。学校ではなく、家庭で実施できるようにするべき。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、頂いた御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
46	第11条第3号	○小学生の子をもつ親としての意見です。フッ化物洗口を行う、行わないは各家庭にまかせるべきです そもそもなぜ教育機関の学校で行う必要があるのでしょうか？本来、歯科医院にかかり行うようなことを専門家ではない、学校の先生が行うことに親として不安を感じるし、わずかではあるが、気分が悪くなったりする子どももいると聞いた。なおさら各家庭に任せるべきです。 フッ化物洗口を行う子ども、行わない子どもを把握し、行った子どもには食後30分は飲食しないようにする、その後気分が悪い子どもがいないか気を配らなければならないなど、考えただけでも、担任1人が担う業務はかなり重い。教職員の多忙化が社会問題となっている今、なぜ学校に？という疑問だらけです。 県全体で進めたいならば、県主導で各自治体の行政が責任をもって行うべき。学校にすべて丸投げは責任逃れとしかいいようがない。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
47	第11条第3号	○なぜ教職員の業務負担が多いなか行政が行わずに学校で実施しているのか。行政が各家庭に検診の券を配布するなど見直すべきである。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務負担の削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、各家庭への検診の券の配布などにつきましては、今後取り組むべき施策に関する貴重な御意見として、県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
48	第11条第3号	○学校で使用するフッ化物は「劇薬」の粉末です。保健室でカギをかけて保管しています。何かあったときの責任はどこにあるのでしょうか。 本来の業務ではないリスクの高いことについてはやるべきではないと思います。 教職員の本来の業務でないことを行うことにより、職員の負担が増え、他の学校の本来の業務が滞ってしまいます。 口腔歯科衛生の観点において重要なことは1番目に「食生活の改善」、2番目に「ブラッシング」といわれており、これらの指導について、行政が各世帯に行うべきです。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、頂いた御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
49	第11条第3号	○教職員の時間外勤務が大きな問題となっており、業務削減が喫緊の課題といわれています。ニュースでも多く取り上げられています。そのような状況において、フッ化物洗口によるむし歯予防対策の普及を促進するために、学校に業務負担をかけることはいかがなものかと考えます。 おそらく学校は日々の授業で時間がいっぱい입니다。その中に日課としてフッ化物洗口を取り入れて行くことは簡単なことではなかろうと思います。 歯の健康、口腔衛生はとても大切であると理解しています。だからこそ、学校ではなく予算をかけて行政や歯科医師会が主体となって取り組むべき内容ではないかと思います。 学校がノータッチでできるような方策をぜひご検討願います。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、頂いた御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
50	第11条第3号	○インフルエンザの予防接種は以前学校で行っていたが、今は各家庭が歯科医院に行って行うようになりました。フッ化物洗口も家庭でできるはずで、フッ化物洗口のポーションの配布や定期的な歯の検診無料クーポンなどの配布をして、学校で実施しないようにすべきです。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、フッ化物洗口のポーションの各家庭への配布などにつきましては、今後取り組むべき施策に関する貴重な御意見として、県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
51	第11条第3号	○教職員の半数が毎日の休憩時間0分という状況なのに、そこに加えてフッ化物洗口の業務を押し付けられては、学校の働き方改革に逆行することとなる。口腔衛生は家庭で実施できるように行政がするべき。	○御意見ありがとうございます。教職員の働き方改革の推進は、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
52	第11条第3号	○フッ化物洗口を学校に導入すべきでないと思います。業務の三分類からも「基本的には学校以外が担うべき業務」の業務については、基本的な責任は家庭や地方公共団体にあることと業務の考え方として明記されています。(平成31年1月25日 中教審答申) 口腔衛生はあくまでも家庭での生活習慣によるものが大きく、自治体や歯科医院が主体となって推進すべきもので学校ではなく、家庭で実施できるようにするべきです。 教育活動ではない、「学校等におけるフッ化物洗口に関する理解の増進及びその完全な実施」をするならば、養護教諭や担任の先生の負担が全くない状況下で、市町村の歯科医師会や市町村教育委員会が学校に来て実施すべきではないでしょうか。 文科省は、平成31年の中央教育審議会答申で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進している。第11条(3)「学校等におけるフッ化物洗口に関する理解の増進及びその完全な実施」となると、文科省の謳う「学校・教師が担う業務の明確化・適正化のための『基本的には学校以外が担うべき業務』」であり、学校・教職員の業務削減が喫緊の課題である状況において、学校での完全な実施となると、業務増・業務負担となり、学校の働き方改革に逆行することとなります。 学校になんでも任せろのではなく、行政として、家庭での口腔衛生意識を高める必要があるのではないのでしょうか。フッ化物洗口のためのポーションの配布、定期的な歯の検診無料クーポンの配布などを行ってほしいです。行政が全く努力もせず、安易に学校に負担をかけることは慎むべきと感じます。 学校は教育に専念すべきです。医療行為に近いフッ化物洗口を学校で実施することは教育機関の本来の役割から逸脱していると言えます。歯科保健活動は家庭や福祉機関が担うべき分野であり学校に過度な負担をかけるべきではありません。 行政や福祉が中心となって、地域や家庭でとりくめる環境を整えることを強く要望します。	○御意見ありがとうございます。教職員の業務削減については、喫緊の課題であると認識しております。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。 なお、フッ化物洗口ためのポーションの各家庭への配布などにつきましては、今後取り組むべき施策に関する貴重な御意見として、県執行部にもお伝えいたします。
53	第11条第3号	○健康格差の縮小に貢献すること大なるものがあると思われますので、是非実現と継続を期待します。	○ありがとうございます。賛同の御意見として受け止めさせていただきます。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
54	第11条第3号	○学校等におけるフッ化物洗口について反対します。 児童生徒のむし歯は、歯垢を取り除くことや生活習慣等を改善することによって激減しました。今さら学校等でフッ化物洗口する必要性は全くありません。また、フッ化物洗口では歯周疾患を予防することができません。フッ化物洗口によって安心してしまい、歯磨きがおろそかになれば、将来的に歯周疾患が増加してしまうことも考えられます。かつては学校でインフルエンザ予防接種等が行われていましたが、現在は行われていません。大勢の子どもたちが生活する場では、何が起こるか分かりませんから、事故の可能性もあります。医療と教育は分けて考えるべきです。教員の負担増にも繋がります。フッ化物洗口を学校で実施する予算があれば、もっと有意義に使用していただきたいです。 ① フッ化物洗口の必要性がない ② 歯周疾患の予防ができないばかりか、かえって歯周疾患を増やしかねない ③ 事故の可能性はある ④ 教員の負担増になる 以上4点から、学校等におけるフッ化物洗口について反対いたします。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 頂きました御意見とともに、フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するよう県執行部に申し伝えます。 歯周疾患対策などと併せて、県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりのための総合的な取組を推進してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。
55	第11条第3号	○本県において、歯と口腔の健康づくりが推進されることは基本的に賛成です。しかしながらその方法として「学校等におけるフッ化物洗口の完全な実施に向けて強力な推進を計ること」を条例で定めることについて反対します。理由は以下の通りです。御検討の程、何卒宜しく願い申し上げます。 【基本的人権尊重の視点から】 ① 義務教育である学校での「フッ化物洗口の完全な実施に向けて強力な推進を図る」という施策は、保護者や児童生徒の自己決定権や意思表明権等、基本的人権の尊重及び子どもの権利条約に抵触するおそれがある。多様な児童生徒に対し一律に薬剤を使用することは危険性を孕むため、保護者や当事者が自らの責任において判断し選択する権利が尊重されない強硬策は、人権上問題である。 【学校の特性の視点から】 ② 学校では、医療行為や医薬品の使用は原則として実施していない。薬品を用いるむし歯予防対策は、歯科医師の専門的管理のもと医療機関が担うことで児童生徒の安全が担保される。安全性に関する科学的根拠が判然としないフッ化物洗口の完全な実施を、成長発達過程にある児童生徒に協力に推進することは、児童生徒の安全面から問題である。 ③ 学校現場では重要課題が山積しているが、児童生徒の健全な成長のために、フッ化物洗口を条例化し予算を投じることの必然性や妥当性のある根拠が認められない。 【社会情勢の視点から】 ④ この数十年で児童生徒のむし歯保有率は格段に減少しており評価できる。一方で、水道水のPFASに社会的関心が高まり不安が高じ、今後、行政が対応するという現在の社会情勢を踏まえても、フッ化物洗口の条例化には様々な面で危険性を孕んでいると感じ、県民として看過できない。 【全体として】 本条例第8条第2号の方針を強力に推進することが将来にわたる子どもたちの健康の保障に最も必要であると考えます。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、頂いた御意見の内容について十二分に配慮するよう、県執行部にお伝えいたします。 県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりの推進のため、御理解を賜りますようお願いいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
56	第11条第3号	○「学校等におけるフッ化物洗口の完全な実施に向けて強力な推進を計ること」について条例で定めることについては下記の理由から反対いたします。御検討をお願いいたします。 ① 学校は教育の場であり、健康生活への知識の習得や実践力を養う現場です。医薬品を使用した健康管理は相容れないと考えます。 ② 子どもたちの健康課題も多様化しており、薬品や食物アレルギーなどの疾患も多い現状です。個別に十分な配慮をして安全な生活が送れるようにしている学校で、医薬品を一律に使用することは問題です。 ③ フッ素の取り扱いについて、専門家でも意見が分かれているなかでの導入には問題があります。 ④ 薬品を取り扱う専門家がいない現場で、劇薬を日常的に扱うことは危険です。 ⑤ 歯と口腔の健康は、一生涯を通じて大切なものです。子どもたちや保護者も、かかりつけ医での定期的な検診や個別の指導に重点をおいた対策ができるようにお願いしたいと思います。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 頂きました御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
57	第11条第3号	○むし歯予防対策の普及、特に、学校等におけるフッ化物洗口について、検討していただきたくお願いいたします。 学校現場で学校保健にかかわる仕事をしていた経験からの意見です。ここ数年の児童生徒の健康課題は低視力、アレルギー、発達障害等が多く、齲歯の罹患については、むしろ低下している現状です。 むし歯予防対策の普及、特に、学校等におけるフッ化物洗口を集団で行うにはいくつかの課題とリスクが考えられます。 だれが、いつ、どのような実施をするのでしょうか。給食後の時間が考えられますが、児童生徒は給食の片づけ、歯磨き、昼休みと、分刻みで三々五々の活動をしします。教職員は多忙でそれぞれに仕事の分担があり、フッ化物洗口にかかわれるような余裕のある職員はいないのが現状です。 フッ化物洗口の薬剤はだれがどのように責任をもって管理するのでしょうか。予算の問題もあります。現状は、学校という集団生活の場でフッ化物洗口を安心安全に行えないことは事実です。安全面ではPFAS問題も社会的に不安が高まっています。 学校は、現在、給食後の歯磨き(歯磨き剤は不要だと学校歯科医の指導のもと実施)が定着し、それで十分と思います。 フッ化物洗口については、各家庭において保護者の判断で主治医の指導のもと、個別に実施する方向で検討していただけるようお願いいたします。	○御意見ありがとうございます。 第11条第3号は、生涯にわたり健全な永久歯を維持するためには幼児期から学齢期までのフッ化物洗口が有効であるという科学的根拠に基づき、児童・生徒間の健康格差を縮小するため、学校等における集団でのフッ化物洗口の実施を推進したい考えから規定したものです。御理解を賜りますようお願いいたします。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するとともに、頂きました御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
58	第11条第3号	○茨城県のむし歯のある子どもの割合は全国平均を上回っておりますが、その対策の一環でもあるフッ化物洗口の取り組みが進んでいない状況かと思われます。 笠間市においては、幼児健康審査時のフッ化物歯面塗布を長年にわたり実施しており、令和5年度から、就学前施設の4、5歳児と小学5年生を対象としたフッ化物洗口事業を開始したところです。(令和6年度は、就学前施設の4、5歳児及び小学5、6年生で実施) 今後の課題としては、事業を継続して、対象学年を拡大し、フッ化物洗口によるう蝕予防効果を上げていくことと考えています。 むし歯予防は、家庭でも、学校でも、社会でも、同時に取り組むべき問題だと捉えています。 地域・学校・家庭の協力連携という環境づくり、経済的効果や教育的効果の面で有効で、また医学的に安全で簡単な方法で集团的に実施できるなど、公衆衛生的方法として具備すべき要件を満たしているフッ化物洗口の普及促進について、学校現場においては、教職員の働き方改革の観点から、教員の負担にならないよう人材確保などについて検討していただきたいと思います。	○賛同の御意見ありがとうございます。 フッ化物洗口に係る施策の実施に際しては、教職員の働き方改革に十二分に配慮するとともに、人材確保などにつきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
59	第11条第3号、第5号、第7号	○「茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例」を一部改正する条例案についてのパブリックコメントを出させていただきます。 学校現場でのフッ化物によるうがいの奨励は子供の頃から虫歯予防や歯肉炎の防止に寄与すると思われるので賛成です。 「オーラルフレイル」は肺炎や寝たきりと言った重篤な状態の危機を高めるので対策は食生活やストレス改善に加え水分補給や口腔の運動の推進も有益であると考えます。 また、県民の口腔ケアに対する啓発活動も重要です。 災害時の歯と口腔の保健医療サービス提供体制の確保も同様にあった方がいいですが、歯科医療従事者は避難所における口腔ケアを実施して、口腔感染症の予防に努める必要もあります。避難所の方々に感染症が転移しては避難所が混乱してしまいます。災害時における医療体制の構築には、まず歯科医師会や保健所との普段からの連携も不可欠です。医療サービスを行う職員の方も人員の不足にならないように予め余裕を持たせておいた方が宜しいかと思います。 歯は様々な健康にもつながるので子供や高齢者だけではなく県民全体が健康を意識するように条例の適切な改正をして欲しいです。 パブリックコメントを提出させていただきます。	○ありがとうございます。賛同の御意見として受け止めさせていただきます。 なお、「避難所における口腔感染症の予防」等災害時の歯と口腔の保健医療サービス提供体制の確保に係る御意見につきましては、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。
60	第11条第4号、第5号	○高齢期に関しては、歯周病と機能不全に関する記述があるのに対し、幼児・学童期に関しては歯周病の記述に留まっているように思えます。 幼児・学童期に対しても機能発育不全に対する対策の実施を盛り込んでおいてはどうか。	○御意見ありがとうございます。幼児・学童期における機能発育不全に対策についても実施できるよう、第11条第4号を一部修正いたしました。 また、本条例施行後の取組において配慮すべき点として、県執行部にもお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方(案)
61	第11条第5号、 第7号、第9号、 第10号	○歯科医療人として待望の文言です。	○ありがとうございます。賛同の御意見として受け止めさせていただきます。
62		意見なし	○ありがとうございます。 賛同の御意見として受け止めさせていただきます。
63		意見なし	○ありがとうございます。 賛同の御意見として受け止めさせていただきます。